

基補発 0325 第 1 号  
令和 7 年 3 月 25 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

労災診療費算定基準の一部改定については、令和 7 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号（以下「局長通達」という。）により通知されたところであるが、この運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 入院時の食事に係る療養の給付に要する費用

健康保険において、食材費等の高騰を踏まえ、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」の一部が改正され、食事療養の費用の額が引き上げられたため、改正後の金額で算定することとしたこと。

2 入院室料加算

入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「法」という。）第 11 条の 3 に基づく人事院規則 9-49（地域手当）により支給区分が 1 級地から 5 級地とされる地域及び当該地域に準じる地域（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 5 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続の取扱いについて」の別添 3 第 8 の別紙 1 の人事院規則で定める地域に準じる地域のうち 3 級地から 5 級地）をいい、乙地とは、甲地以外の地域をいうと規定している。

今般、法及び人事院規則の改正により、同令で定める地域及び級地区分が見直され、令和 7 年 4 月 1 日より施行されることとなったが、令和 7 年 4 月 1 日以降の入院室料加算の算定に係る地域及び級地区分については、当面の間、なお従前の例によることとしたこと。